

一般廃棄物収集運搬業許可証

平成 24 年 4 月 1 日

栄和産業 株式会社
代表取締役 中村康成 様

鳥栖市長 橋本 康志



鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり許可する。

許可番号	第 3 号
住所	久留米市西町 1091-8
氏名	栄和産業 株式会社 代表取締役 中村康成
市内を所管する 営業所の所在地	久留米市西町 1091-8
取扱廃棄物の種類	事業系可燃ごみ(粗大ごみを除く)
収集、運搬 及び処分の別	収集、運搬
営業の区域	今回申請時に添付した業務実施計画書(様式②)に記載された事業所に限る。
許可期限	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 26 年 3 月 31 日まで
許可の条件	裏面のとおりに従うこと。

許可条件

(1) 関係法令、作業計画内容を厳守し収集運搬を行うとともに、鳥栖・三養基西部溶融資源化センターへの搬入については、鳥栖市及び鳥栖・三養基西部環境施設組合の指示に従うこと。

(2) 必ず毎月 10 日までに、前月分の一般廃棄物収集運搬実績報告書を提出すること。

提出先 … 鳥栖市役所 環境対策課 (FAX可) FAX:0942-85-2009

(3) 今回申請した以外の事業所から排出される一般廃棄物の収集運搬を計画する場合は、事業所と契約する 30 日前までに市と協議を行い、許可申請事項等変更届を提出すること。

